

「商品の概要」添付資料

一時払変額年金保険（年金原資保証型）「アリアンツ NK クラフト」  
特別勘定に関するお知らせ

一時払変額年金保険（年金原資保証型）「アリアンツ NK クラフト」の特別勘定に関しまして、  
下記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

本資料におきましても、下記のとおりお読み替えください。

記

◆2024年11月 特別勘定の主な投資対象とする投資信託の変更について

(1) 対象となる特別勘定

- 日本株式インデックス型(A001A)
- グローバルバランス I 型(A005G)
- グローバルバランス II 型(A006G)

(2) 変更内容

①主な投資対象とする投資信託に関する変更

|                      | 変更前                                 | 変更後                              |
|----------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 主な投資対象とする<br>投資信託の名称 | JDFインデックス・ファンド国内株式 I<br>(適格機関投資家専用) | 国内株式インデックス・ファンドVA<br>(適格機関投資家専用) |
| ベンチマーク               | TOPIX(東証株価指数、配当込み)                  | 同左                               |
| 運用会社                 | ブラックロック・ジャパン株式会社                    | 同左                               |
| 信託報酬(税抜)             | 年率 0.165%(税抜年率 0.15%)               | 年率 0.0605%(税抜年率 0.055%)          |

②各特別勘定の資産運用関連費用（信託報酬率）の変更

|                       | 変更前                                 | 変更後                                   |
|-----------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 日本株式インデックス型(A001A)    | 年率 0.165%<br>(税抜年率 0.15%)<br>程度     | 年率 0.0605%<br>(税抜年率 0.055%)<br>程度     |
| グローバルバランス I 型(A005G)  | 年率 0.32285%<br>(税抜年率 0.2935%)<br>程度 | 年率 0.307175%<br>(税抜年率 0.27925%)<br>程度 |
| グローバルバランス II 型(A006G) | 年率 0.32285%<br>(税抜年率 0.2935%)<br>程度 | 年率 0.307175%<br>(税抜年率 0.27925%)<br>程度 |

(3) 変更理由および影響

特別勘定が主な投資対象としている国内株式投資信託が償還となるため、これと同様の運用方針・手法でより規模が大きく信託報酬の低い投資信託へ入れ替え、引き続き安定的な運用を維持し将来にわたってのお客さまの資産の成長を目的として運用を行います。変更前後の投資信託におきまして運用方針・手法に変更はなく、商品性への影響はございません。

(4) 変更日

2024年11月25日

◆2023年1月 特別勘定の主な投資対象とする投資信託の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「外国債券アクティブ型(A004B)」、「グローバルバランス I 型(A005G)」  
および「グローバルバランス II 型(A006G)」

(2) 変更内容 (P7, 8 参照)

|                    | 変更前  | 変更後  |
|--------------------|--|--|
| 主な投資対象とする投資信託      | ピムコ・グローバル債券ファンド VA<br>(適格機関投資家専用)  | ラッセル・インベストメント外国債券ファンド I-3<br>(適格機関投資家限定)   |
| 運用会社               | ピムコジャパンリミテッド   | ラッセル・インベストメント株式会社 <sup>※2</sup>  |
| 主な投資対象とする投資信託の運用方針 | 主として日本を除く主要先進国の国債、モーゲージ債および社債等に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース) <sup>※1</sup> をベンチマークとし、トータル・リターンを最大化することを目指して運用します。原則として、為替ヘッジは行いません。<br><b>【投資リスク】金利変動リスク、信用リスク、為替リスク等があります。</b> | 主として日本を除く世界先進各国の市場において取引される公社債に投資を行います。FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース) <sup>※1</sup> をベンチマークとし、中長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指して「マルチ・マネージャー運用」を行います。<br><b>【投資リスク】金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスク等があります。</b> |

※1 「シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」は、2015年および2018年に名称変更を行っており、2023年2月1日現在「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」となっています。

※2 運用会社のご紹介 (P7 参照)

**ラッセル・インベストメント株式会社** ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者のみなさまを対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っています。

(3) 変更理由および影響

今回の対応は、特別勘定の主な投資対象であるピムコ・グローバル債券ファンド VA（適格機関投資家専用）に組み入れられている外国籍投資信託の繰上償還に対応しつつ、特別勘定の安定的な運用を維持し、将来にわたってのお客さまの資産の成長を目的としております。変更後の投資信託は、複数の候補から目的に合致したものを選定しております。特別勘定の主な投資対象とする投資信託が変更となるため、ベンチマークに変更はないものの、特別勘定の運用成果は異なることとなります。

商品性への影響はございません。

(4) 変更日

2023年2月21日

◆2022年8月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマークの変更について

(1) 対象となる特別勘定

「外国株式インデックス型(A002A)」、「グローバルバランス I 型(A005G)」  
および「グローバルバランス II 型(A006G)」

(2) 対象となる投資信託

「JDF インデックス・ファンド外国株式 I（適格機関投資家専用）」

(3) 変更内容（P7 参照）

|        | 変更前                     | 変更後                                |
|--------|-------------------------|------------------------------------|
| ベンチマーク | MSCI コクサイ指数<br>(円換算ベース) | MSCI コクサイ指数<br>(税引後配当込み、国内投信用、円建て) |

(4) 変更理由および影響

従前、配当を含まない現状の指数をベンチマークとして使用して参りましたが、今般、ファンドの運用成果に関するより適切な開示について改めて見直しを行い、ファンドの運用成果に配当金の受け取りが含まれていることから、より整合的な条件下での比較となる「配当込み指数」をベンチマークに用いるよう変更いたします。また、特別勘定運用報告書に記載しておりました参考指標につきましては、変更後のベンチマークと実質同じであるため、当該変更にともない記載を終了いたします。なお、本変更はベンチマークのみの変更であり、ファンドの運用目標に変更はなく、特別勘定および商品性への影響はございません。

(5) 変更日

2022年8月3日

◆2019年10月 消費税率の引上げに伴う特別勘定の資産運用関連費用の変更について

消費税率の引上げに伴い、2019年10月より特別勘定の資産運用関連費用（信託報酬率）が下記のとおり変更となりました。

(1) 対象となる特別勘定（P7, P10 参照）

| 特別勘定                  | 変更前               | 変更後               |
|-----------------------|-------------------|-------------------|
| 日本株式インデックス型(A001A)    | 年率 0.162%         | 年率 0.165%         |
| 外国株式インデックス型(A002A)    | (税抜年率 0.15%) 程度   | (税抜年率 0.15%) 程度   |
| 日本債券アクティブ型(A003B)     | 年率 0.3834%        | 年率 0.3905%        |
| 外国債券アクティブ型(A004B)     | (税抜年率 0.355%) 程度  | (税抜年率 0.355%) 程度  |
| グローバルバランス I 型(A005G)  | 年率 0.31698%       | 年率 0.32285%       |
| グローバルバランス II 型(A006G) | (税抜年率 0.2935%) 程度 | (税抜年率 0.2935%) 程度 |

(2) 変更日

2019年10月1日

◆2019年3月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「外国株式インデックス型(A002A)」、「グローバルバランス I 型(A005G)」  
および「グローバルバランス II 型(A006G)」

(2) 対象となる投資信託

「JDF インデックス・ファンド外国株式 I（適格機関投資家専用）」

(3) 変更内容（P7 参照）

|        | 変更前                                    | 変更後                     |
|--------|--|-------------------------|
| ベンチマーク | MSCI Kokusai Index<br>(税引前、配当再投資、円ベース) | MSCI コクサイ指数<br>(円換算ベース) |

(4) 変更理由および影響

「JDF インデックス・ファンド外国株式 I（適格機関投資家専用）」が投資対象としております「インデックス・マザー・ファンド外国株式」の運用資産残高の減少に伴い、今後効率的な運用が困難になることが見込まれるため、同様の運用戦略でより資産残高規模の大きいマザーファンドを投資対象とすることにより、効率的な運用を維持することといたしました。これにともないベンチマークも変更となりますが、ファンドの運用目標に変更なく、特別勘定への影響もありません。

(5) 変更日

2019年3月29日

◆2018年5月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「外国債券アクティブ型(A004B)」、「グローバルバランスⅠ型(A005G)」  
 および「グローバルバランスⅡ型(A006G)」

(2) 対象となる投資信託

「ピムコ・グローバル債券ファンドVA（適格機関投資家専用）」

(3) 変更内容（P7, P10 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

| 変更前                          | 変更後                            |
|------------------------------|--------------------------------|
| シティ世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース) | FTSE 世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース) |

(4) 変更日

2018年5月19日

◆2017年5月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託の名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「日本株式インデックス型(A001A)」、「外国株式インデックス型(A002A)」、  
 「グローバルバランスⅠ型(A005G)」、「グローバルバランスⅡ型(A006G)」

(2) 変更内容（P7, P8 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

| 変更前                                     | 変更後                                |
|---|------------------------------------|
| ブラックロック・インデックス・ファンド<br>国内株式Ⅰ（適格機関投資家専用） | JDFインデックス・ファンド<br>国内株式Ⅰ（適格機関投資家専用） |
| ブラックロック・インデックス・ファンド<br>外国株式Ⅰ（適格機関投資家専用） | JDFインデックス・ファンド<br>外国株式Ⅰ（適格機関投資家専用） |

※ P7 および P8 の「BGI」は、2009年12月末基準より、「ブラックロック」に変更されております。

※ 「ピムコ日本債券コアプラス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」および「ピムコ・グローバル債券ファンドVA（適格機関投資家専用）」につきましては、名称の変更は行われません。

(3) 変更日

2017年5月18日

◆2015年3月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「外国債券アクティブ型(A004B)」、「グローバルバランス I 型(A005G)」

および「グローバルバランス II 型(A006G)」

(2) 対象となる投資信託

「ピムコ・グローバル債券ファンド VA (適格機関投資家専用)」

(3) 変更内容 (P7, P10 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません)

| 変更前                              | 変更後                          |
|----------------------------------|------------------------------|
| シティグループ世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース) | シティ世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース) |

(4) 変更日

2015年3月31日

◆2014年4月 消費税率の引上げに伴う特別勘定の資産運用関連費用の変更について

消費税率の引上げに伴い、2014年4月より特別勘定の資産運用関連費用 (信託報酬率) が下記のとおり変更となりました。

(1) 対象となる特別勘定 (P7, P10 参照)

| 特別勘定  | 変更前                               | 変更後                              |
|---|-----------------------------------|----------------------------------|
| 日本株式インデックス型(A001A)<br>外国株式インデックス型(A002A)      | 年率 0.1575%<br>(税抜年率 0.15%) 程度     | 年率 0.162%<br>(税抜年率 0.15%) 程度     |
| 日本債券アクティブ型(A003B)<br>外国債券アクティブ型(A004B)        | 年率 0.37275%<br>(税抜年率 0.355%) 程度   | 年率 0.3834%<br>(税抜年率 0.355%) 程度   |
| グローバルバランス I 型(A005G)<br>グローバルバランス II 型(A006G) | 年率 0.308175%<br>(税抜年率 0.2935%) 程度 | 年率 0.31698%<br>(税抜年率 0.2935%) 程度 |

(2) 変更日

2014年4月1日

以上

引受保険会社

**Allianz**   
アリアンツ生命保険

募集代理店

 **日興コーディアル証券**  
CORDIAL

# アリアンツ *NK* Kraft クラブ

一時払変額年金保険(年金原資保証型)



〈募集代理店〉

**日興コーディアル証券株式会社**

お問い合わせは **日興コンタクトセンター ☎ 0120-550-250**

平日 9:00～19:00 / 土・日・祝日 9:00～17:00 (土・日・祝日は資料請求のみ承ります)

日興コーディアル証券ホームページ <http://www.nikko.co.jp>

〈引受保険会社〉

**アリアンツ生命保険株式会社**

〒107-0051

東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル

カスタマーサービスセンター

 **0120-974-863**

祝祭日、年末年始を除く 月曜～金曜 9:00～17:00

<http://life.allianz.co.jp>

# 世界で磨かれた金融技術が生んだ 信頼の資産運用。

「アリアンツNK クラフト」は、豊かなサードエイジのための資金づくりを応援します。

世界中のお客さまの資産運用を長年お手伝いしてきた、

実績と経験から生まれた変額年金保険です。

厳選された特別勘定をご用意し、日々、安定した成果を追求していきます。

「アリアンツNK クラフト」は、より豊かな人生を目指す方のパートナーとして、

ひとつ上の資産運用を目指します。

point  
1

## ひとつ上のチャンスをつかむ

年金原資、死亡給付金の最低保証額(ステップアップ保証額)は運用実績に応じて5%刻みで上がります

ご注意  
いただきたい点

※据置期間の変更をされた場合は、年金原資については最低保証(ステップアップ保証額)はありません。  
※解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。

point  
2

## 厳選された特別勘定による国際分散投資

ご自身で組合せることもできる  
充実した6つの特別勘定で運用できます

ご注意  
いただきたい点

※株式型特別勘定およびグローバルバランス型特別勘定における株式部分への繰入比率の合計は30%以下であることが必要です。

point  
3

## 安心の最低保証機能

運用実績にかかわらず、死亡給付金、年金原資は  
基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます

ご注意  
いただきたい点

※据置期間の変更をされた場合は、年金原資については最低保証(ステップアップ保証額)はありません。  
※解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。

### ⚠️ 投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、国内外の株式および債券を主な投資対象とする投資信託等に投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額等に反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約返戻金額等のお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。



### ⚠️ 諸費用について [詳しくは P.14 へ▶▶](#)

- 「アリアンツNK クラフト」にかかる費用の合計額は、下記「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。
- 据置期間中の費用
  - ・契約初期費用:一時払保険料に対して5%を、特別勘定への繰入時に一時払保険料から控除します。
  - ・保険契約関連費用:特別勘定の資産総額に対して年率2.65%の1/365を毎日控除します。
  - ・資産運用関連費用:特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託財産に対して所定の率(特別勘定ごとに異なります)を乗じた金額を、信託報酬として毎日控除します。 [詳しくは P.7 へ▶▶](#)
- 年金支払期間中の費用
  - ・年金管理費:支払年金額に対して1%を、年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。
- 遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合の費用
  - ・年金管理費:支払年金額に対して1%を、遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

# 「アリアンツNKクラフト」の特徴としくみ

**point 1** **ひとつ上のチャンスをつかむ** 詳しくは P.5 へ ▶▶

年金原資、死亡給付金の最低保証額(ステップアップ保証額)は運用実績に応じて5%刻みで上がります

- 積立金額が基本保険金額の110%から150%の範囲内の5%刻みの額に到達した場合、年金原資、死亡給付金の最低保証額(ステップアップ保証額)が上がります。
- 一度上がったステップアップ保証額は、以後下がることはありません。

**ご注意ください**

※据置期間の変更をされた場合は、年金原資については最低保証(ステップアップ保証額)はありません。  
 ※解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。

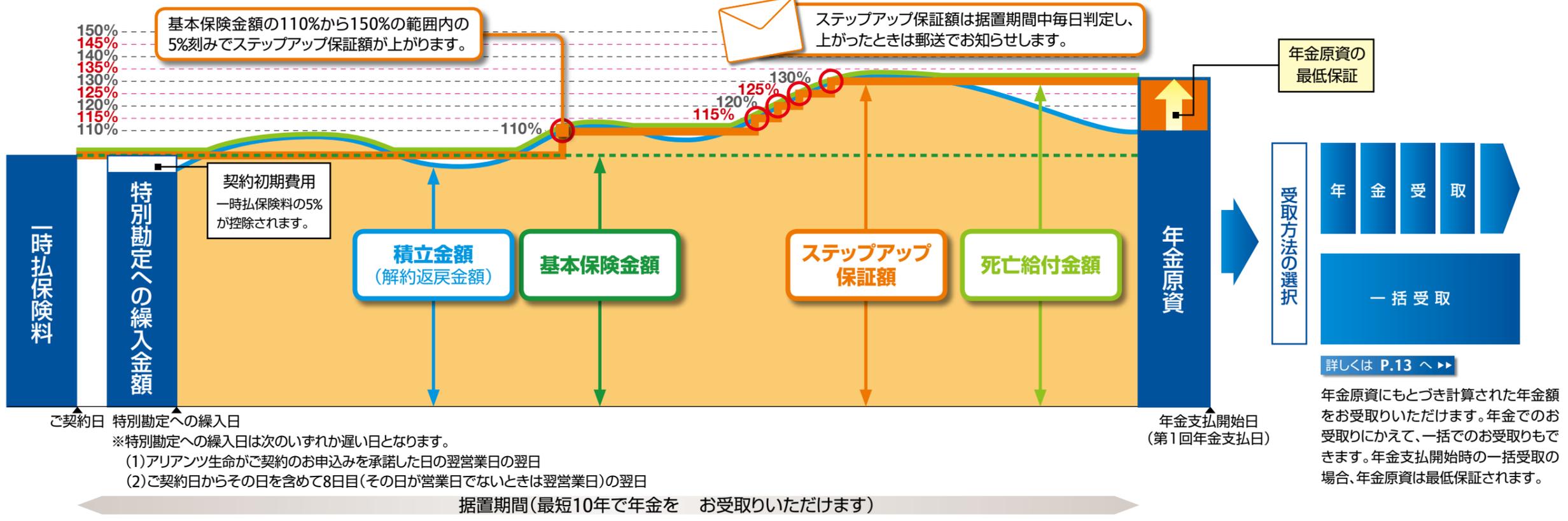
**point 2** **厳選された特別勘定による国際分散投資** 詳しくは P.7 へ ▶▶

ご自身で組合せることもできる充実した6つの特別勘定で運用できます

- 世界規模の運用機関2社が運用する投資信託に投資する特別勘定から、ニーズに合わせて選択し、資産を運用することができます。

**ご注意ください**

※株式型特別勘定およびグローバルバランス型特別勘定における株式部分への繰入比率の合計は30%以下である必要があります。



※図はイメージであり、ご契約の一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資等を保証するものではありません。

**point 3** **安心の最低保証機能** 詳しくは P.11 へ ▶▶

運用実績にかかわらず、死亡給付金、年金原資は基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます

- ステップアップ保証額が一度も上がらなかった場合でも、死亡給付金、年金原資は基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

**ご注意ください**

※据置期間の変更をされた場合は、年金原資については最低保証(ステップアップ保証額)はありません。  
 ※解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。

**積立金額(解約返戻金額)** 青・実線

積立金は特別勘定で管理・運用されている資産のうち各々のご契約にかかわる部分のことで、積立金額は特別勘定の運用実績により毎日変動します。特別勘定への繰入日以後の解約返戻金額は積立金額と同額になります。

**基本保険金額** 緑・点線

死亡給付金をお支払いする際に基準となる額のことです。ご契約時は一時払保険料と同額になります。

**ステップアップ保証額** オレンジ・実線

年金額および死亡給付金額を計算する際に基準となる額のことです。ご契約時は基本保険金額と同額になります。

**死亡給付金額** 黄緑・実線

被保険者が年金支払開始日前に亡くなられたときにお支払いする金額のことで、被保険者がお亡くなりになった日の積立金額、基本保険金額、ステップアップ保証額のうち最も大きい額になります。

**!**

- この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額等が変動します。
- ご契約の期間中は以下の諸費用がかかります。 詳しくは P.14 へ ▶▶

・契約初期費用 ・保険契約関連費用 ・資産運用関連費用 ・年金管理費

# ステップアップ保証額

## ひとつ上のチャンスをつかむ ステップアップ保証額

年金原資、死亡給付金の最低保証額(ステップアップ保証額)は運用実績に応じて5%刻みで上がります

### ご注意ください

※据置期間の変更をされた場合は、年金原資については最低保証(ステップアップ保証額)はありません。  
※解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。

- 積立金額が基本保険金額の110%から150%の範囲内の5%刻みの額に到達した場合、年金原資、死亡給付金の最低保証額(ステップアップ保証額)が上がります。
- 一度上がったステップアップ保証額は、以後下がることはありません。

## 死亡給付金の最低保証

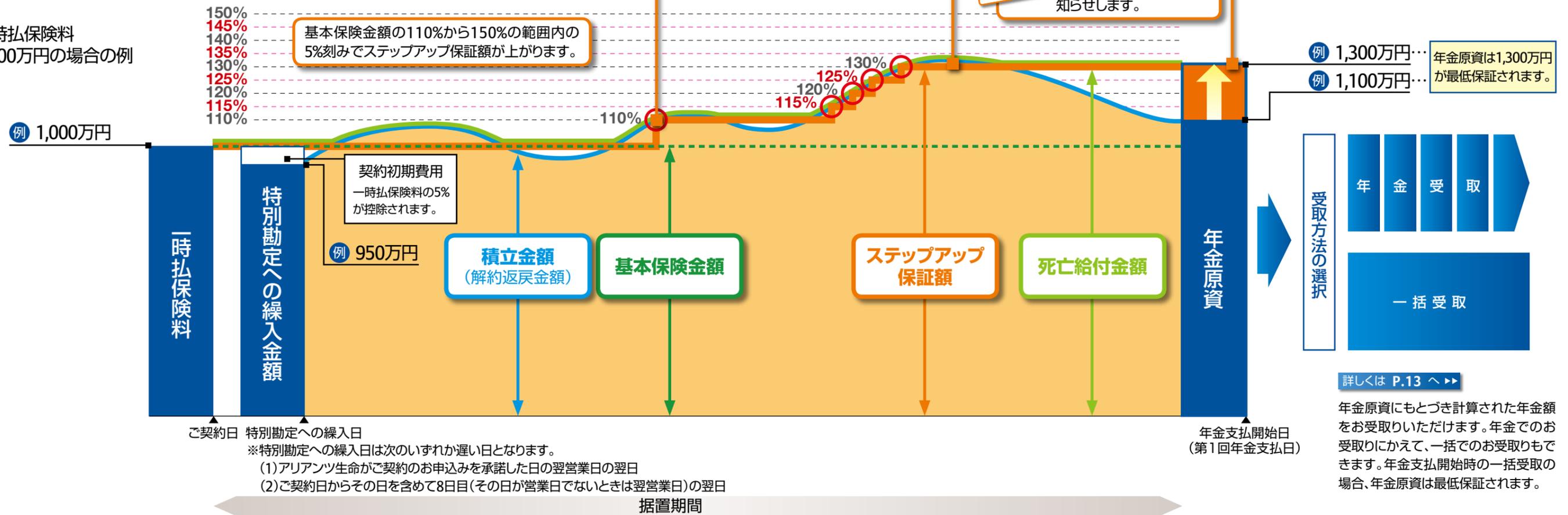
- 据置期間中に被保険者が亡くなった場合の死亡給付金は、ステップアップ保証額が最低保証されます。

## 年金原資の最低保証

- 年金原資は、年金支払開始日の前日の積立金額とステップアップ保証額のうち、いずれか大きい額となります。
- 年金支払開始日の前日の積立金額がステップアップ保証額を下回った場合でも、ステップアップ保証額が年金原資となります。
- 年金支払開始時に年金の一括受取を選択された場合でも、年金原資は最低保証されます。

ステップアップ保証額が上がったあと、年金支払開始日の前日に積立金額がステップアップ保証額を下回っているケース

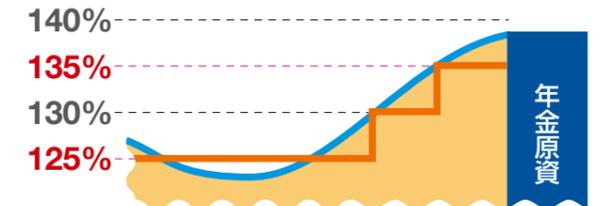
例 一時払保険料 1,000万円の場合の例



※図はイメージであり、ご契約の一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資等を保証するものではありません。

- この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額等が変動します。
  - ご契約の期間中は以下の諸費用がかかります。詳しくは P.14 へ ▶▶
- ・契約初期費用 ・保険契約関連費用 ・資産運用関連費用 ・年金管理費

年金支払開始日の前日に積立金額がステップアップ保証額を上回っていたケース  
年金支払開始日の前日の積立金額が年金原資となります。



詳しくは P.13 へ ▶▶

年金原資にもとづき計算された年金額をお受取りいただけます。年金でのお受取りにかえて、一括でのお受取りもできます。年金支払開始時の一括受取の場合、年金原資は最低保証されます。

## 厳選された特別勘定による国際分散投資

ご自身で組合せることもできる充実した6つの特別勘定で運用できます

**ご注意  
いただきたい点**

※株式型特別勘定およびグローバルバランス型特別勘定における株式部分への繰入比率の合計は30%以下であることが必要です。

### 特別勘定

各特別勘定は、それぞれ下記の投資信託を主な投資対象として運用を行います。

| 特別勘定名               | 主な投資対象とする投資信託                          | 運用会社                     | 主な投資対象とする投資信託の運用方針   | 資産運用関連費用(信託報酬率)                    |
|---------------------|--|--------------------------|--|------------------------------------|
| 日本株式インデックス型(A001A)  | BGI インデックス・ファンド国内株式I (適格機関投資家専用)       | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 | 主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、この動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。<br>【投資リスク】価格変動リスク、信用リスク等があります。  | 年率0.1575%<br>(税抜年率0.15%)<br>程度     |
| 外国株式インデックス型(A002A)  | BGI インデックス・ファンド外国株式I (適格機関投資家専用)       | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 | 主として日本を除く世界各国の株式に投資を行い、MSCI Kokusai Index(税引前、配当再投資、円ベース)をベンチマークとし、この動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。原則として、為替ヘッジは行いません。<br>【投資リスク】価格変動リスク、信用リスク、為替リスク等があります。           | 年率0.37275%<br>(税抜年率0.355%)<br>程度   |
| 日本債券アクティブ型(A003B)   | ビムコ日本債券コアプラス・ファンドVA (適格機関投資家専用)        | ビムコジャパンリミテッド             | 主として日本債券に投資を行いながら、一部外貨建債券にも投資を行い、NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとし、トータル・リターンを最大化することを目指して運用します。<br>【投資リスク】金利変動リスク、信用リスク等があります。   | 年率0.37275%<br>(税抜年率0.355%)<br>程度   |
| 外国債券アクティブ型(A004B)   | ビムコグローバル債券ファンドVA (適格機関投資家専用)           | ビムコジャパンリミテッド             | 主として日本を除く主要先進国の国債、モーゲージ債および社債等に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、トータル・リターンを最大化することを目指して運用します。原則として、為替ヘッジは行いません。<br>【投資リスク】金利変動リスク、信用リスク、為替リスク等があります。 | 年率0.308175%<br>(税抜年率0.2935%)<br>程度 |
| グローバルバランスI型(A005G)  | 上記の4つの投資信託を組合せた特別勘定です。詳しくは右ページをご覧ください。 |                          | 主な投資対象とする投資信託の運用方針は、それぞれ上記のとおりです。  | 年率0.308175%<br>(税抜年率0.2935%)<br>程度 |
| グローバルバランスII型(A006G) |  |                          |  |                                    |

※「グローバルバランスI型(A005G)」および「グローバルバランスII型(A006G)」の資産運用関連費用(信託報酬率)は、主な投資対象とする投資信託の信託報酬率を基本配分比率で加重平均した概算値です。主な投資対象とする投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価額の変動等にもなう実際の配分比率の変動により、資産運用関連費用(信託報酬率)も若干変動します。



- 資産運用関連費用として、信託報酬の他に、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- ご選択いただける特別勘定および特別勘定において主な投資対象とする投資信託は変更することがあります。

### 運用会社のご紹介

BARCLAYS GLOBAL INVESTORS

PIMCO  
The Authority On Bonds™  
ビムコジャパンリミテッド

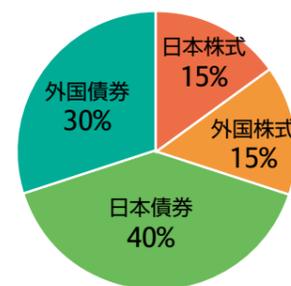
**パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社** パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社は、世界規模の資産運用グループであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・グループ(BGIグループ)の日本における運用拠点です。1988年に投資顧問会社として設立・登録をして以来、長きにわたり日本の年金基金等の機関投資家を中心とするお客さまに高度な資産運用サービスを提供しております。

**ビムコジャパンリミテッド** PIMCOは世界規模の債券特化の運用会社です。運用資産残高は7,207億ドル(約83兆円)を超え、米国カリフォルニア州ニューポートビーチ、ニューヨーク、シンガポール、東京、ロンドン、シドニー、ミュンヘン、トロント、香港の各拠点に総勢900名以上のスタッフを擁しております。(平成19年9月末現在)

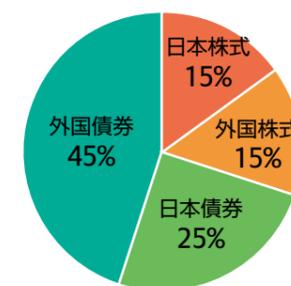
### グローバルバランス型特別勘定の基本配分比率

●グローバルバランスI型(A005G)およびグローバルバランスII型(A006G)は、4つの投資信託を下記の基本配分比率で組合せた特別勘定です。

グローバルバランスI型(A005G)



グローバルバランスII型(A006G)



|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 日本株式 | BGI インデックス・ファンド国内株式I (適格機関投資家専用) |
| 外国株式 | BGI インデックス・ファンド外国株式I (適格機関投資家専用) |
| 日本債券 | ビムコ日本債券コアプラス・ファンドVA (適格機関投資家専用)  |
| 外国債券 | ビムコグローバル債券ファンドVA (適格機関投資家専用)     |

### 株式比率の制限

●株式型特別勘定およびグローバルバランス型特別勘定における株式部分への繰入比率(株式比率)の合計は30%以下であることが必要です。

| 特別勘定名               | 繰入比率 | 所定の株式割合 | 株式比率           |
|---------------------|------|---------|----------------|
| 日本株式インデックス型(A001A)  | %    | × 1.0 = | %              |
| 外国株式インデックス型(A002A)  | %    | × 1.0 = | %              |
| 日本債券アクティブ型(A003B)   | %    |         |                |
| 外国債券アクティブ型(A004B)   | %    |         |                |
| グローバルバランスI型(A005G)  | %    | × 0.3 = | %              |
| グローバルバランスII型(A006G) | %    | × 0.3 = | %              |
| 繰入比率の合計は 100%       |      |         | 株式比率の合計は 30%以下 |

### 積立金の移転

- ご契約者は、1保険年度12回を限度として、ご自身の判断で特別勘定の積立金を他の特別勘定に手数料なしで移転することができます。
- ご契約者が指定された各特別勘定の積立金の割合を一定に保つよう、ご契約日の半年単位の応当日(応当日がないときは、その月の末日とします)に、自動的に積立金の移転を行います(自動定期移転)。



- 積立金の移転を行った際には、移転先の特別勘定によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることがあります。
- 株式型特別勘定およびグローバルバランス型特別勘定における株式部分への繰入比率の合計は30%以下であることが必要です。
- 一時払変額年金保険(年金原資保証型)では、特別勘定をグループ化し、特別勘定群として設定しています。「アリアンツNKクラフト」に設定されている特別勘定群を「特別勘定群01型」といい、左ページの特別勘定により構成されています。
- ご契約者がご契約の際および積立金の移転の際に選択することができる特別勘定は、特別勘定群01型に含まれる特別勘定および今後アリアンツ生命が認める特別勘定に限定されます。



### 投資リスクについて

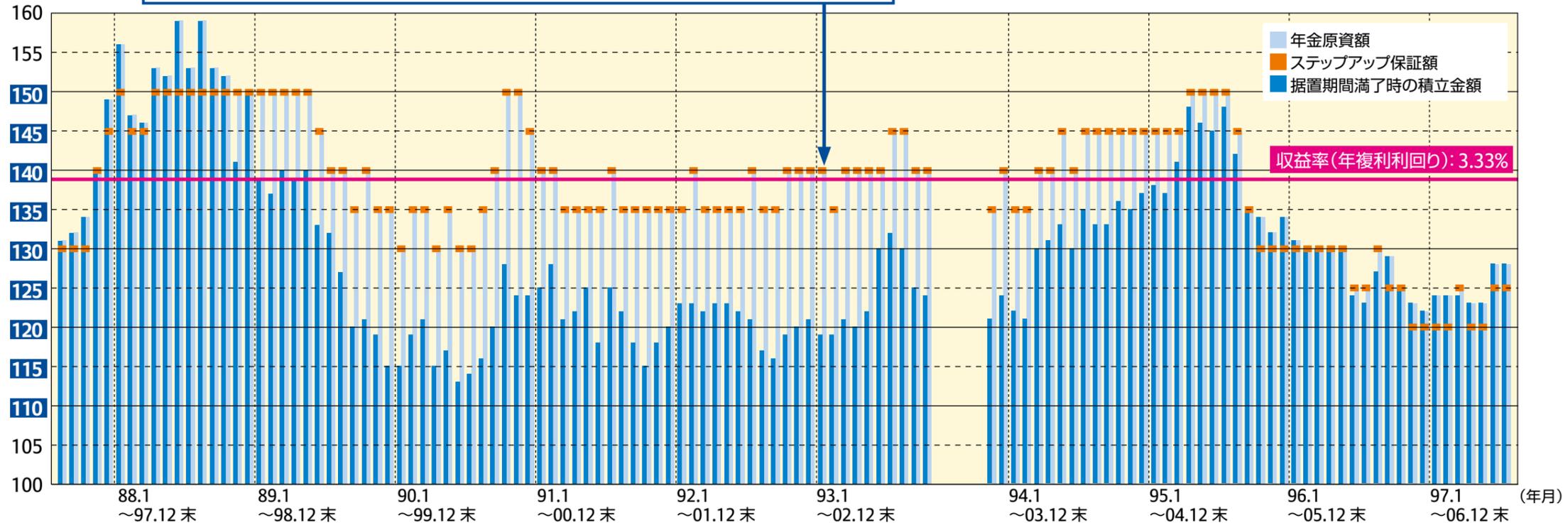
- この商品では、お払込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、国内外の株式および債券を主な投資対象とする投資信託等に投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額等に反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約返戻金額等の受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

# シミュレーション

## ご参考1

グローバルバランスII型(A006G)の基本配分比率で一時払保険料を100として10年間運用した場合の年金原資額、ステップアップ保証額等のシミュレーション(費用控除後)

【例えば】  
1992年12月末に100投資し、契約初期費用5%を控除した後、1993年1月から95で運用を開始します。  
10年後の据置期間満了時の積立金額(■)は119となりますが、年金原資額(■)は140となります。  
これは、据置期間中にステップアップ保証額(■)が140に上がっているからです。



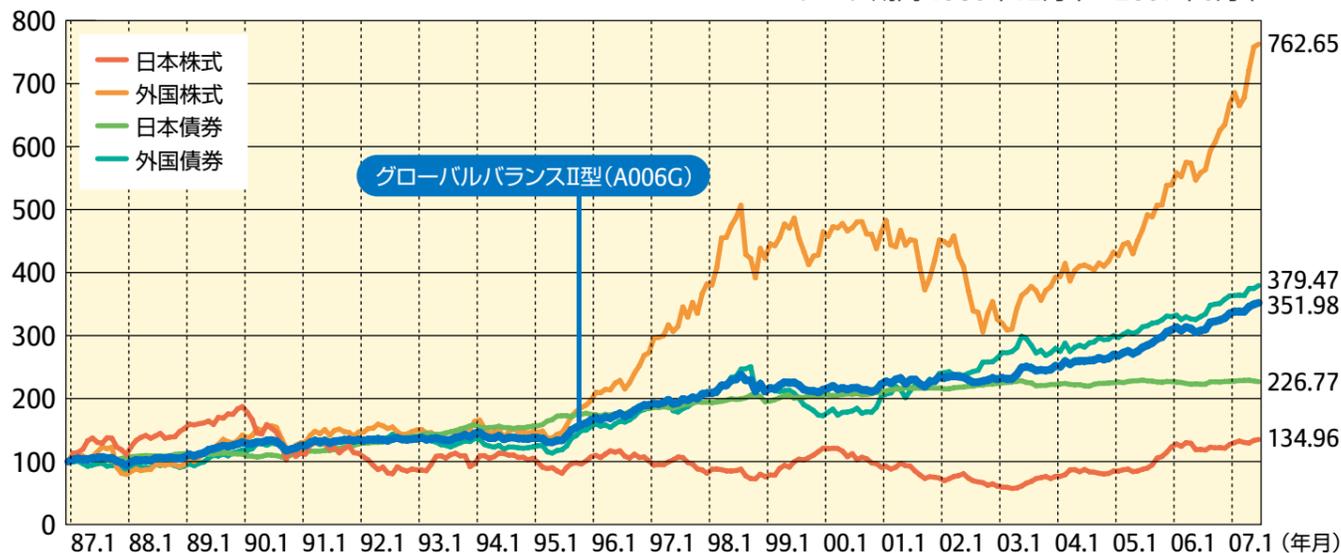
データ期間:1987年7月末~2007年6月末(120期間)

| 年金原資額 | 年金原資額に到達した期間および割合      |
|-------|------------------------|
| 150   | 21期間 / 120期間中(17.5%)   |
| 145   | 39期間 / 120期間中(32.5%)   |
| 140   | 63期間 / 120期間中(52.5%)   |
| 135   | 91期間 / 120期間中(75.8%)   |
| 130   | 107期間 / 120期間中(89.1%)  |
| 125   | 114期間 / 120期間中(95.0%)  |
| 120   | 120期間 / 120期間中(100.0%) |
| 115   | 120期間 / 120期間中(100.0%) |
| 110   | 120期間 / 120期間中(100.0%) |

## ご参考2

資産種類別インデックスとグローバルバランスII型(A006G)の指数の推移シミュレーション(費用控除前)

データ期間:1986年12月末~2007年6月末



### ご参考1 について

- ※数値等については、過去の参考指数にもとづくシミュレーションをもとに算出したものです。
- ※収益率(年複利回り)とは、データ期間における年金原資額の平均値(138)の、一時払保険料(100)に対する、毎年の収益を年複利で示したものです。
- ※将来にわたり「年金原資額に到達した期間および割合」の確実性を示唆あるいは保証するものではありません。
- ※このシミュレーションでは運用期間の初日から運用されたものとして計算しています。
- ※このシミュレーションにおける使用インデックスが各月末の数値のため、月中の推移を反映していません。

### ご参考2 について

- ※グラフは1986年12月末を100として、各インデックスとグローバルバランスII型(A006G)の各月末数値を指数化したものです。
- ※このシミュレーションでは運用期間の初日から運用されたものとして計算しています。
- ※**グラフは過去において各インデックスにもとづく運用成果を実現したと仮定した場合のシミュレーションであり、実際の運用による結果ではなく、また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**

<使用インデックスについて>【日本株式】TOPIX(東証株価指数、配当込み)【外国株式】MSCI Kokusai Index(税引前、配当再投資、円ベース)【日本債券】NOMURA-BPI総合指数【外国債券】シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)【グローバルバランスII型(A006G)】日本株式(15%)、外国株式(15%)、日本債券(25%)、外国債券(45%)の比率で保有し、毎月末に基本配分比率に戻した前提で、各資産種類の収益率から算出しています。

<費用について> **ご参考1** 契約初期費用、保険契約関連費用および資産運用関連費用控除後の値をもとに表記(契約初期費用:5%、保険契約関連費用:年率2.65%、資産運用関連費用:年率0.308175%(税込)程度)

**ご参考2** 保険契約関連費用および資産運用関連費用控除前の値をもとに表記  
各シミュレーションのグラフは、lbbotson社の分析ソフトを用いてアリアンツ生命保険株式会社が作成したものです。各シミュレーションのグラフで使用しているデータは、lbbotson社の使用許諾を得て利用しているものです。

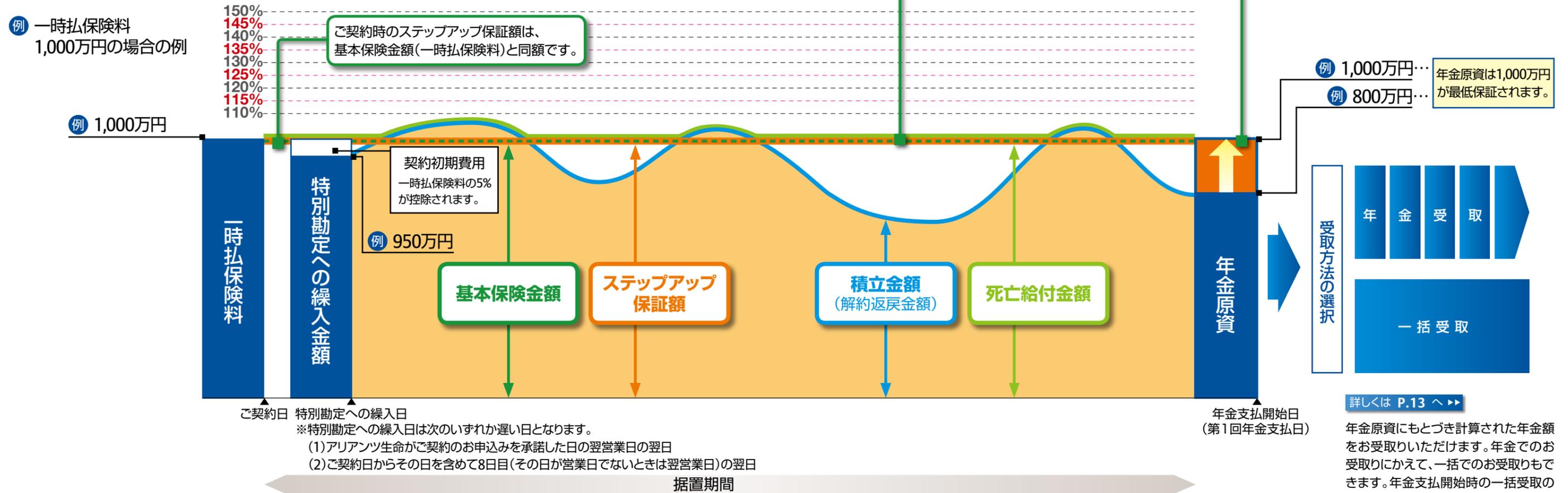
## 安心の最低保証機能

運用実績にかかわらず、死亡給付金、年金原資は基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます

**ご注意ください**  
いただきたい点

※据置期間の変更をされた場合は、年金原資については最低保証(ステップアップ保証額)はありません。  
※解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。

ステップアップ保証額が一度も上がらずに年金支払開始日の前日に積立金額が基本保険金額を下回っているケース



※図はイメージであり、ご契約の一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資等を保証するものではありません。

⚠️ ●この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額等が変動します。  
●ご契約の期間中は以下の諸費用がかかります。詳しくは P.14 へ▶▶  
・契約初期費用 ・保険契約関連費用 ・資産運用関連費用 ・年金管理費

## 死亡給付金の最低保証

●据置期間中に被保険者が亡くなった場合の死亡給付金は、基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

## 年金原資の最低保証

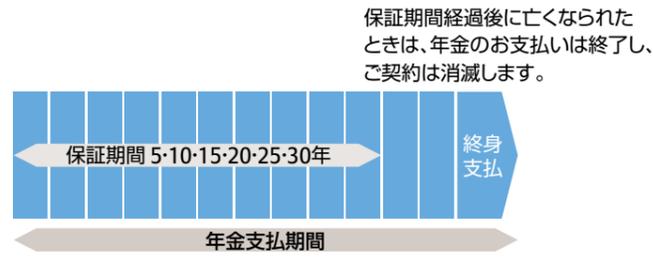
●ステップアップ保証額が一度も上がらなかった場合でも、年金原資は基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

**遺族年金支払特約**  
●この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金でお支払いします。詳しくは P.15 へ▶▶

## 年金のお受取りについて

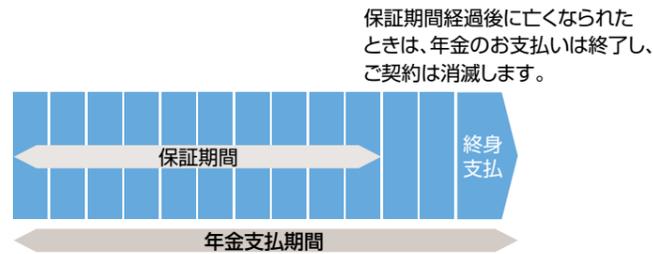
### 保証期間付終身年金

- 被保険者が生存している限り、年金をお支払いします。
- 保証期間は5・10・15・20・25・30年の中から選びいただけます。
- 被保険者が亡くなられた場合、残りの保証期間の年金現価を死亡一時金としてお支払いします。



### 保証期間付終身年金(年金総額保証型)

- 被保険者が生存している限り、年金をお支払いします。
- 保証期間は、年金支払開始日において、その期間に対応する年金額の合計額が年金原資に到達する最短の期間に自動的に設定されます。
- 被保険者が亡くなられた場合でも、死亡一時金はなく、残りの保証期間中の年金支払日に、年金受取人に引続き年金をお支払いします。  
※年金受取人が被保険者の場合、後継年金受取人にお支払いします。



### 確定年金

- あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。
- 年金支払期間は、5・10・15・20・25・30・35・40年の中から選びいただけます。
- 被保険者が亡くなられた場合、残りの年金支払期間の年金現価を死亡一時金としてお支払いします。



### 一括支払

年金受取にかえて、残りの保証期間または年金支払期間の年金現価をお受取りいただけます。

- 死亡一時金にかえて、保証期間または年金支払期間満了時まで継続して年金をお受取りいただくこともできます。
- ご契約者は、年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合に新たな年金受取人になる後継年金受取人をあらかじめ指定することができます。
- 保証期間満了時および年金支払期間満了時における被保険者の年齢は110歳以下であることが必要です。
- 第1回の年金額が10万円に満たない場合は、年金の支払いを行わず、年金原資をご契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
- 第1回の年金額が3,000万円をこえる場合は、年金額は3,000万円とし、これをこえる部分については年金のお支払いを行わず、そのこえる部分に対応する年金原資相当額を第1回の年金とともに、年金受取人にお支払いします。

## 年金支払に関する諸変更

- ご契約者のお申出により、年金支払開始日前に限り、所定の範囲内で、年金の種類(型)、保証期間または年金支払期間を変更することができます。ただし、保証期間付終身年金(年金総額保証型)の場合には、保証期間の変更はお取り扱いしません。
- ご契約者のお申出により、年金支払開始日前に限り、所定の範囲内で、年金支払開始日を変更することができます。ただし、変更後の年金支払開始日は、変更前の年金支払開始日より後の契約応当日とし、この場合には、年金原資の最低保証はありません。



●年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金原資にもとづき年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算され算出されます。

この保険にかかる費用の合計額は、下記「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。

### 据置期間中の費用

| 項目   | 費用  | ご負担いただく時期   |
|--|---|---|
| <b>契約初期費用</b><br>ご契約の締結等にかかる費用                                 | 一時払保険料に対して<br><b>5%</b>                       | 特別勘定への繰入時に一時払保険料から控除します。                                  |
| <b>保険契約関連費用</b><br>ご契約の維持・管理、年金原資および死亡給付金を最低保証するための費用          | 特別勘定の資産総額に対して<br>年率 <b>2.65%</b>              | 特別勘定の資産総額に対して左記の年率の1/365を毎日控除します。                         |
| <b>資産運用関連費用</b><br>特別勘定の運用にかかる費用。特別勘定の投資対象とする投資信託の信託報酬等が含まれます。 | 特別勘定ごとに異なります。<br>詳しくはP.7および「特別勘定のしおり」をご覧ください。 | 特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託財産に対して所定の率を乗じた金額を、信託報酬として毎日控除します。 |

### 年金支払期間中の費用

| 項目           | 費用                     | ご負担いただく時期                     |
|--------------|------------------------|-------------------------------|
| <b>年金管理費</b> | 支払年金額に対して<br><b>1%</b> | 年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。 |

### 遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合の費用

| 項目           | 費用                     | ご負担いただく時期                              |
|--------------|------------------------|--|
| <b>年金管理費</b> | 支払年金額に対して<br><b>1%</b> | 遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。 |



- 資産運用関連費用として、信託報酬の他に、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費は、将来変更される可能性があります。

## 遺族年金支払特約

- この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金でお支払いします。
- この特約をご契約者が付加した場合は死亡給付金の支払事由が発生した時に、死亡給付金受取人のお申出によってこの特約を付加した場合は付加した時に、死亡給付金を充当し、年金基金を設定します。
- 年金の種類は確定年金のみとなります。
- 年金支払期間は、5・10・15・20・25・30・35・40年の中からご選択いただけます。
- 年金額が10万円に満たない場合は、年金の支払いを行わず、年金基金設定日における年金基金の価額を一括でお支払いします。年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。
- 年金受取人からのお申出により、年金でのお支払いにかえて、一括でお支払いすることもできます。この場合、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が複数の場合は、一括支払を行った年金受取人について消滅します。



- 死亡給付金をお支払いした後は、遺族年金支払特約を付加することはできません。
- 年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金基金にもとづき、年金基金設定日時点の基礎率等(予定利率等)により計算され算出されます。

## 解約・一部解約

- ご契約の解約日・一部解約日は、必要書類をアリアンツ生命が受付けた日(必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日)の翌営業日の翌日となります。
- 解約返戻金額は以下のとおりとなります。

|      |             |
|------|-------------|
| 解約   | 解約日の前日の積立金額 |
| 一部解約 | 一部解約請求額     |

※解約日が一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定へ繰入れる日以前となる場合は、解約日の前日の基本保険金額に相当する金額をお支払いします。

- ご契約を解約された場合、解約日からその保険の持つ効力はすべて失われます。
- 一部解約後の基本保険金額が50万円を下回る場合または一部解約後の積立金額が30万円を下回る場合には、ご契約の一部解約はお取り扱いできません。

### 一部解約後の基本保険金額、ステップアップ保証額の計算例

(基本保険金額1,000万円 ステップアップ保証額1,200万円 一部解約請求額300万円 積立金額700万円)

ご契約の一部解約が行われた場合、基本保険金額およびステップアップ保証額は、一部解約日の前日の積立金額に対する一部解約請求額の割合に応じて減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = 1,000\text{万円} - \left( 1,000\text{万円} \times \frac{\text{一部解約請求額 } 300\text{万円}}{\text{積立金額 } 700\text{万円}} \right) = \text{約}571\text{万円}$$

$$\text{一部解約後のステップアップ保証額} = 1,200\text{万円} - \left( 1,200\text{万円} \times \frac{\text{一部解約請求額 } 300\text{万円}}{\text{積立金額 } 700\text{万円}} \right) = \text{約}685\text{万円}$$



- 解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。
- 積立金額が基本保険金額を下回っているときに一部解約された場合、解約返戻金額と年金支払開始日時点の年金原資の合計額が、一時払保険料を下回ることがあります。

## ご契約時のお取扱い

お申込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となり、1年間のお払込保険料に応じた一定の金額がその年の所得から控除されます。



- 年金受取人および死亡給付金受取人がご契約者(保険料負担者)ご本人、配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)である場合に適用されます。
- 個人年金保険料控除の対象とはなりません。

## 解約返戻金の差益にかかる税金

| 年金種類               | ご契約後5年以内に解約   | ご契約後5年をこえて解約  |
|--------------------|---------------|---------------|
| 保証期間付終身年金          | 所得税(一時所得)+住民税 |               |
| 保証期間付終身年金(年金総額保証型) |               |               |
| 確定年金               | 20%源泉分離課税     | 所得税(一時所得)+住民税 |

## 年金にかかる税金

| 契約内容          | 契約例 |          |       | 税の種類                                |
|---------------|-----|----------|-------|-------------------------------------|
|               | 契約者 | 被保険者     | 年金受取人 |                                     |
| 受取人がご契約者本人の場合 | 本人  | 本人または配偶者 | 本人    | 所得税(雑所得)+住民税                        |
| 受取人がご契約者以外の場合 | 本人  | 配偶者      | 配偶者   | 【年金支払開始時】贈与税<br>【年金受取時】所得税(雑所得)+住民税 |

## 死亡給付金にかかる税金

| 契約内容                      | 契約例 |          |          | 税の種類          |
|---------------------------|-----|----------|----------|---------------|
|                           | 契約者 | 被保険者     | 死亡給付金受取人 |               |
| ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合 | 本人  | 本人       | 配偶者または子  | 相続税           |
| 受取人がご契約者本人の場合             | 本人  | 配偶者または子  | 本人       | 所得税(一時所得)+住民税 |
| ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合   | 本人  | 配偶者<br>子 | 子<br>配偶者 | 贈与税           |

- ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人がご契約者の相続人にあたる場合には、死亡給付金(生命保険契約が2件以上ある場合は、すべてを合計します)に対して相続税法上、(500万円×法定相続人の数)の金額までは非課税扱いとなります。



- 上記の税務にかかわる説明は、平成20年2月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

# ご契約のお取扱い アフターサービス

## ご契約のお取扱い

|                    |   |
|--------------------|---|
| 契約年齢<br>(被保険者の年齢)  | 0歳～70歳(満年齢)   |
| 一時払保険料<br>(基本保険金額) | 200万円～5億円(1万円単位)<br>※被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円をこえることはできません。 |
| 保険料払込方法            | 一時払のみ   |
| 据置期間               | 10年～90年(1年単位)<br>※年金支払開始時の被保険者年齢が90歳をこえることはできません。   |
| 年金支払開始年齢           | 【保証期間付終身年金】50歳～90歳<br>【保証期間付終身年金(年金総額保証型)】50歳～90歳<br>【確定年金】10歳～90歳                                  |
| 付加できる特約            | 遺族年金支払特約  |
| 増額                 | お取扱いしません。   |
| クーリング・オフ制度         | お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回または解除ができます。                                |

## アフターサービス

### 郵送による情報提供・サービス



#### ■ ご契約状況のお知らせ

四半期ごとに、保障内容、特別勘定ごとの積立金残高、解約返戻金額等についてご契約者にお知らせします(年金支払開始日以後は、年金受取人にお知らせします)。

#### ■ 特別勘定決算のお知らせ

毎年の決算後に、決算の概況等をご契約者にお知らせします。

#### ■ 特別勘定運用報告書

四半期ごとに、特別勘定の運用実績、資産内容等の現況等についてご契約者にお知らせします。

#### ■ ステップアップ保証額設定のお知らせ

新たなステップアップ保証額が設定された際に、ご契約者にお知らせします。

### ホームページによる情報提供・サービス(インターネット・サービス)



#### ■ ユニット価格の照会

#### ■ 商品のご紹介

#### ■ 特別勘定運用レポート

#### ■ 最新の会社情報 等

アリアンツ生命 ホームページ <http://life.allianz.co.jp>

### 電話による情報提供・サービス(ご契約者向けテレホンサービス)



#### ■ 積立金額の照会

#### ■ ご契約内容の照会

#### ■ 積立金の移転

#### ■ 各種手続きのご案内、各請求書類のお取寄せ

アリアンツ生命 カスタマーサービスセンター フリーコール 0120-974-863

受付時間: 祝祭日、年末年始を除く 月曜～金曜 9:00～17:00

## 世界のノウハウ、いよいよ日本へーアリアンツ生命保険株式会社

アリアンツ生命保険株式会社は、アリアンツ・グループ\*の一員です。  
一世紀以上の歴史の中で培われた経験と専門知識、そして世界に広がるネットワークを活用し、  
“ユニバーサルな保険会社”として、日本における業務拡大をめざします。

### 会社概要



所在地 東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル  
株主 アリアンツエスイー(100%)  
資本金 100億円(資本準備金50億円を含む)

#### ※アリアンツ・グループとは

アリアンツ・グループは、1890年に設立され、世界70カ国以上にわたり損害保険、生命保険、資産運用および銀行業務における金融サービスを提供する世界的金融グループです。アリアンツ・グループ全体での総資産は約164兆円\*を有し、ドイツでは生命保険業界首位\*\*の実績があります。

\*2006年12月末現在。ユーロ建てを円換算、1ユーロ=156.50円を使用。

\*\*収入保険料ベース、2005年実績。

#### スタンダード&プアーズ社 保険財務力格付け

# AA

格付けはアリアンツエスイーおよびアリアンツ・グループの主要な子会社に対する評価であり、日本におけるアリアンツ生命保険株式会社に対する評価ではありません。  
上記の格付けは2007年12月1日現在のものであり、将来的に格付け会社により変更される可能性があります。

ご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等をご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことから、必要な保険知識等について、また「特別勘定のしおり」は、特別勘定の運用方針・投資対象等について記載しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

#### 「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(お申込みの撤回または解除)について
- 死亡給付金をお支払いできない場合について
- 諸費用について
- 保険会社の責任開始期について
- 特別勘定および資産運用について
- 解約および一部解約について

#### この保険商品のご検討にあたっては、変額保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

##### ■生命保険募集人について

日興コーディアル証券株式会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアリアンツ生命保険株式会社との保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してアリアンツ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

##### ■生命保険契約者保護機構について

アリアンツ生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の基本保険金額、年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>